

MID-NET[®]紹介資料制作
業務委託仕様書

2024 年 2 月

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）

1.	件名	3
2.	調達の概要	3
3.	資料制作概要.....	3
4.	業務の範囲及び内容	3
5.	契約期間	4
6.	納入場所	4
7.	検収条件及び提出期限.....	4
8.	応札条件	4
9.	再委託に関する事項	5
10.	その他.....	5
11.	窓口連絡先	6

1. 件名

MID-NET[®]紹介資料制作 業務委託

2. 調達の概要

本調達は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）が管理・運営する医療情報データベース MID-NET[®]の利用者となりうる製薬企業、アカデミア及び関連医療機関等の業界関係者等が MID-NET[®]の理解を深め、更なる利活用促進を目的とする MID-NET[®]紹介資料の制作並びに付随する関連作業を委託するものである。

3. 資料制作概要

(1) 制作・納品期限

2024（令和6）年3月29日（金）12:00

(2) 制作する資料の内訳

以下の A, B の紹介資料を制作する。

- ・紹介資料 A …パワーポイント資料・サムネイル画像
（1種類。元となるスライド資料は10枚程度）
- ・紹介資料 B …パワーポイント資料のみ
（4～6種類。元となるスライド資料は計200枚程度）

4. 業務の範囲及び内容

下記①～②の各成果物を DVD に格納して納品すること。ただし、紹介資料 B については①のみとする。

① パワーポイント資料の整備

- PMDA から提供するパワーポイント資料を基に、視認性・訴求力の向上を目的とし、デザインの変更を行って納品すること。
- 詳細なデザイン変更のイメージについて、PMDA 担当者と打合せを行って合意の上、作業すること。また、統一感のある MID-NET[®]用のパワーポイントテンプレートを作成し、PMDA 担当者に合意を得たうえで使用すること。
- 紹介資料 A については、作業開始にあたり、先行して5枚程度作成し、PMDA 担当者にイメージ確認をとること。なお、視認性の向上のため、各ページを分割するリデザインを含む可能性があるため、見積金額に含むこと。分割対象ページは上限20枚程度の範囲とする。
- 資料の枚数は3。(2)に記載の通りであり、合計で+10枚程度になる可能性があるため、見積金額に含むこと。資料は発注後に提供する。

- Windows の Office365 にて使用されている形式にて納品すること。また、以下の(1) (2)いずれかを満たすこと。
 - (1) Microsoft Powerpoint ソフトウェア上で資料中の文字を編集可能な形式として納品する。
 - (2) パワーポイント資料とは別途、資料中の文字を編集可能な各データ (AI 形式等) を納品物に含める。
- アスペクト比: 16:9 とすること。

② サムネイル画像

紹介資料 A の内容に合わせた、以下の形式のサムネイル画像を作成すること。

- 解像度: 1280x720
- ファイル形式: パワーポイントファイル
- 画像サイズ: 2 MB 以下
- アスペクト比: 16:9

5. 契約期間

契約締結日～2024年3月31日(日)

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) 医療情報科学部

7. 検収条件及び提出期限

受注者から提出された以下の納入成果物を受理したのち検収とする。

(1) 以下の納入成果物が作成・提出され、内容が明白で不足・不備がないこと。なお、電子媒体 (DVD) に含めて提出すること。

- ① MID-NET[®]用のパワーポイントテンプレート
- ② 紹介資料 A
- ③ 紹介資料 B

(2) 納入成果物の一覧を作成すること

提出期限: 2024年3月29日(金) 12:00

8. 応札条件

(1) 本業務と同様形式の資料制作について、実績が開札日より過去2年以内に30件以

上あること。(不具合なく実施済みのみ。)

(2) 本業務を円滑に遂行するために必要な体制、人員を有していること。

9. 再委託に関する事項

ア. 受注者は、受注業務の全部又は主要部分(受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。)を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に再委託する業務、再委託先等をPMDAに申請し、承認を得ること。申請にあたっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、受注者と再委託先との委託契約書の写し及び委託要領等の写しをPMDAに提出すること。

イ. 受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本調達仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDAに報告し、承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。

ウ. 受注者又は本業務の一部の委託を受けた業者(以下この項において「委託元業者」という。)から本業務に係る業務の一部を受けた業者は、当該業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、再委託する業務の範囲及び再委託先等について、委託元業者を通じ、受注者が取りまとめの上、PMDAに申請し、承認を得ること。

申請にあたって必要な書類及び手続き並びに本仕様書に定める責務について、上記アに準拠する。なお、再委託された業務に係る最終的な責任は受注者が負うこと。

10. その他

(1) 受注者は、この委託業務によって知り得た個人情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 守秘指示事項は厳守する。

(3) PMDAは、本件に係る制作物に加え、制作物を加工して作成した資料を、SNS・Webサイト・講演等に使用できるものとする。

(4) 本件に係る制作物について、受注者は、正当な権利を取得した第三者およびその他の指定する者に対し、著作権人格権(公表権、氏名表示権および同一性保持権)を行使しないものとする。

(5) 本件に係る制作物に対して発生した権利については、PMDAにより二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は、原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。

(6) 本件に係る制作物に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は、当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。この場合、事前にPMDAに報告し、承認を得た上で、自己の責任と負担において当

該権利者より当該著作物の使用に必要な権利許諾を受けるとし、受注者は納入される成果物が第三者の権利を侵害しないことをPMDAに保証する。

- (7) 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専らPMDAの責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理する。受注者は、PMDAに代わり自己の責任で当該権利者との間で紛争を解決することとするが、当該権利者がPMDAとの間で紛争の解決を望む場合には、PMDAにその解決を委ね、必要な支援を提供するとともに、紛争解決の結果としてPMDAに損害が生じた場合には、その損害を補償する。なお、受注者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示する。
- (8) 入札にかかる経費については応札者負担とする。
- (9) PMDAの指定するオンライン書類授受システムを使用すること（納品時は除く）。
- (10) 本仕様書に掲げる事項の他、本業務を遂行するために必要な事項については、別に定めるもの又は医療情報科学部の担当者と協議のうえ、指示に従うこととする。
- (11) 制作に当たっては、経済効率性を最優先に考え簡素を旨とし遂行しなければならない。
- (12) 天災地変その他やむを得ない事由により、制作の遂行が困難となった場合は、制作中止のための必要な諸手続きを行うこととし、PMDAは費用の全部または一部を支払わないことができるものとする。

11. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医療情報科学部 電話 03-3506-9473

関口 雅子 sekiguchi-masako@pmda.go.jp

荻原 豊 ogihara-yutaka@pmda.go.jp

瀬谷 泉美 seya-izumi@pmda.go.jp

永瀬 大河 nagase-taiga@pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため、●を半角のアットマークに変えてください。